

ため池廃止工事及び 低水位管理について

令和8年5月22日
産業観光部部田園づくり振興課

1-1. 廃止工事

。目的

平成30年7月に発生した西日本豪雨災害など、近年、豪雨等により決壊し人的被害が発生している状況を受け、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年10月）」が制定されました。この法律の施行を受け、国の財政措置が配慮されることとなり、現在廃止工事を推進しております。

廃止工事は、農業用として使われなくなったため池を廃止することで、決壊等の被災リスクをなくすことを目的としています。

費用：地元の工事費用負担なし

1-2. 廃止工事

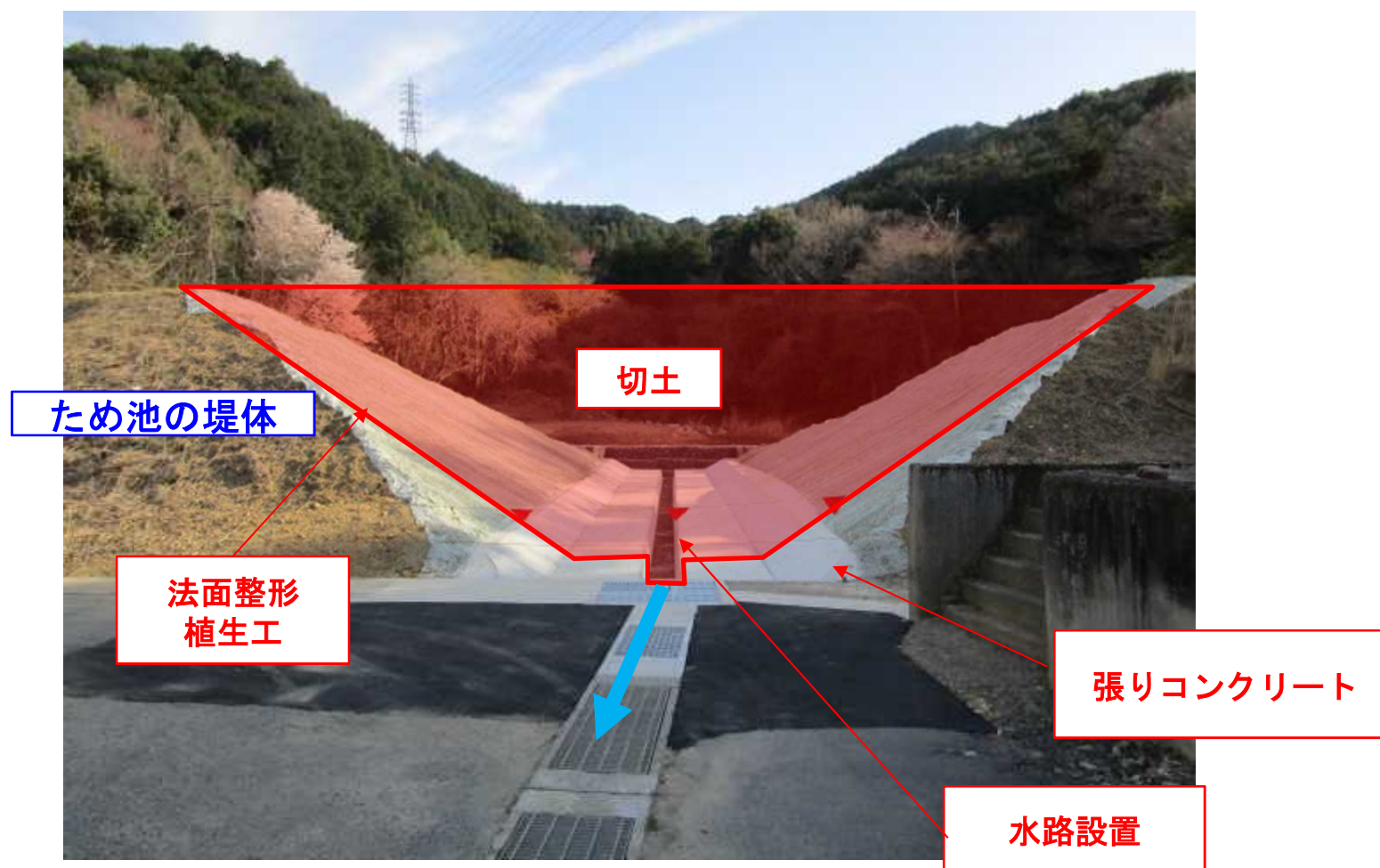
。廃止工事の標準工法

既存の堤体をV字に切り開き池内の水を強制的に排出できるようにします。

ため池としての機能を廃止し、決壊などの被災リスクをなくします。



1-3. 廃止工事



1-4. 廃止工事

。注意事項

- ・ 工事依頼の際は利水者や農業組合、自治会と十分に調整していただき、同意書を取得してください。

→地元調整の主体は依頼者が実施。

- ・ 工事後の旧ため池の管者者を定めてください(所有者、自治会、農業組合等)。

→廃止工事＝管理がなくなるわけではない。

- ・ 工事後は、一定期間行為に制限がかかります。土地の売買や、工作物等を撤去する場合、補助金返還が発生する可能性があります。

2-1. 低水位管理

日常管理から減災を

- 満水状態のため池が地震や豪雨にて決壊
→被害が拡大
- 受益がないため池は、低水位管理の徹底
- 天気予報等で大雨が予測される場合、
事前放流で水位を下げる。

2-2. 低水位管理

サイフォンを用いた低水位管理



田園づくり振興課にて貸出可能です。

ご清聴ありがとうございました。